

○宮古市放射性廃棄物を持ち込ませない条例

令和2年6月23日
条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、宮古市に放射性廃棄物を持ち込ませないことを明らかにすることにより、現在及び未来において、森、川、海の豊かな自然環境を守り、市民が健康で安心して暮らせる生活環境を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「放射性廃棄物」とは、原子力関連施設から発生する使用済燃料及び当該使用済燃料を再利用する過程又は廃棄する過程で発生する全ての放射性物質をいう。

(基本原則)

第3条 市は、いかなる理由があっても、放射性廃棄物を市内に持ち込ませてはならない。

2 市は、いかなる理由があっても、原子力関連施設の建設を受け入れてはならない。

3 市は、放射性廃棄物の受け入れに関する調査、研究等があった場合において、これを拒否する旨を表明しなければならない。

4 市は、岩手県内の市町村が放射性廃棄物の受け入れ等の検討を始めたときは、反対の意思を表明しなければならない。

(市民の協力)

第4条 市民は、この条例の基本原則が遵守されるよう協力を努めなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、市政の代表者として、この条例の基本原則に従い、まちづくりを推進しなければならない。

(市議会の責務)

第6条 市議会は、この条例の基本原則に従い、議会運営を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。